

令和7年度 第2回水道審議会資料

東松山市 水道事業

令和7年8月26日(火)

- 水道料金の考え方について P 2 ~ 6
- 総括原価に基づく料金算定 P 7 ~ 1 3
- 新料金体系の算定結果 P 1 4 ~ 2 3
- 新料金体系の比較 P 2 4 ~ 2 6

水道料金の考え方について～審議事項の確認～

今後の審議会予定について

	時期	審議事項
第2回	8月	総括原価の確認 料金体系の検討
第3回	10月	料金体系の検討 料金改定の回数等の検討
第4回	11月	答申案の検討

水道料金の考え方について～料金決定原則～

公正妥当性

- 適正なサービスと料金水準
- 公平な料金体系

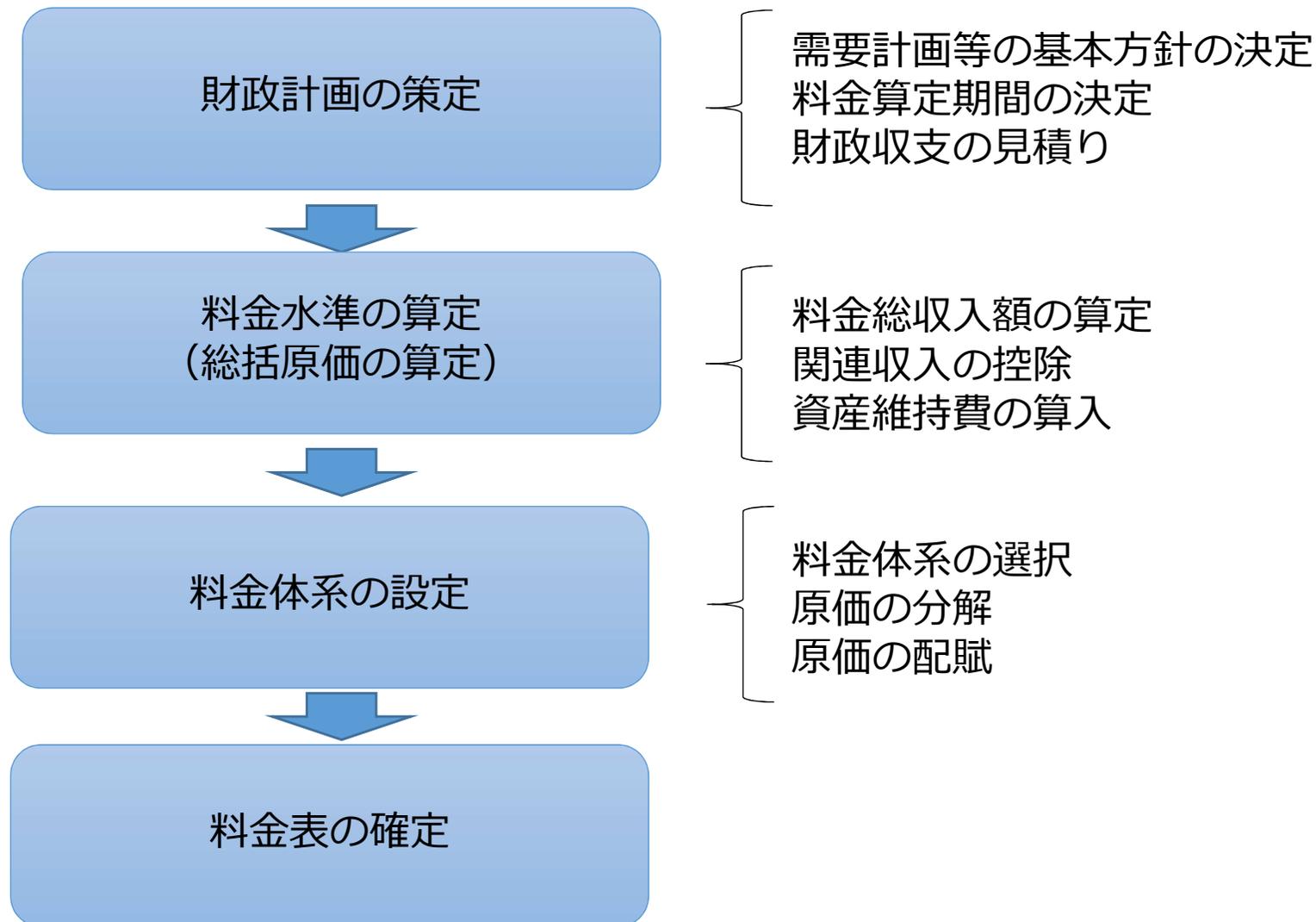
適正な原価

- 原価主義
- 正常な努力を行ったうえで必要な営業上の費用に、健全な経営を維持するために必要な資本費用を含む

健全運営の確保

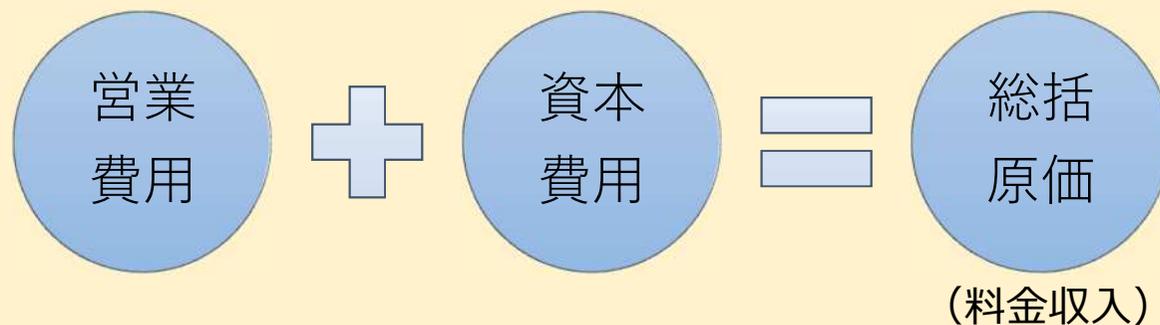
- 資産維持費
- 必要な資金を内部留保

水道料金の考え方について～料金算定方法～



水道料金の考え方について～総括原価～

- 独立採算制の原則により「水の供給に必要となる原価」を料金収入により回収する必要がある。この回収すべき費用を「総括原価」という。
- 総括原価は必要な営業上の費用に、健全な経営を維持するために必要な資本費用を含めたもの。



営業費用 = 人件費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費等
資本費用 = 支払利息、資産維持費

水道料金の考え方について～算定方針～

基本方針

激変緩和のため、現行料金体系を改定後も維持する

基本料金体系	: 口径別料金体系
二部料金制	: 基本料金と従量料金を組み合わせた料金制度
基本水量	: 10m ³ /月
超過料金	: 逦増型従量料金体系

料金算定期間

2027(R9)年度～2031(R13)年度の5年間

※手引きでは料金算定期間は、概ね将来の3年から5年を基準

新料金算定方法

水道料金改定業務の手引き（公益社団法人日本水道協会）で示された手順を参考に算定

総括原価に基づく料金算定～給水収益・控除項目～

単位：千円

項目	R9	R10	R11	R12	R13	合計
	2027	2028	2029	2030	2031	
給水収益	1,544,432	1,542,168	1,531,333	1,524,789	1,517,351	7,660,073
控除項目	54,849	54,849	54,849	54,849	54,849	274,245
受託工事収益	0	0	0	0	0	0
その他営業収益	6,177	6,177	6,177	6,177	6,177	30,885
受取利息及び配当金	1	1	1	1	1	5
他会計補助金	3,540	3,540	3,540	3,540	3,540	17,700
雑収益	45,131	45,131	45,131	45,131	45,131	225,655

総括原価に基づく料金算定～営業費用～

単位：千円

項目	R9	R10	R11	R12	R13	合計
	2027	2028	2029	2030	2031	
営業費用	1,908,217	1,907,423	1,962,490	1,979,032	1,993,829	9,750,991
原水及び浄水費	873,919	869,925	930,979	928,050	932,336	4,535,209
人件費	24,674	24,674	24,674	24,674	24,674	123,370
動力費	34,966	35,977	36,144	36,571	36,021	179,679
薬品費	3,296	3,391	3,407	3,447	3,396	16,937
修繕費	5,573	5,685	5,799	5,915	6,033	29,005
委託料	145,478	149,842	154,337	158,967	163,736	772,360
受水費	658,722	649,146	705,408	697,266	697,266	3,407,808
その他	1,210	1,210	1,210	1,210	1,210	6,050
配水及び給水費	233,676	238,177	242,376	246,805	250,874	1,211,908
人件費	32,920	32,920	32,920	32,920	32,920	164,600
動力費	16,698	17,181	17,260	17,464	17,201	85,804
薬品費	0	0	0	0	0	0
修繕費	91,816	93,653	95,526	97,437	99,385	477,817
委託料	72,710	74,891	77,138	79,452	81,836	386,027
その他	19,532	19,532	19,532	19,532	19,532	97,660

総括原価に基づく料金算定～営業費用・資本費用～

単位：千円

項目		R9	R10	R11	R12	R13	合計	
		2027	2028	2029	2030	2031		
業務費	業務費	167,664	171,721	175,894	180,187	184,604	880,070	
	人件費	8,336	8,336	8,336	8,336	8,336	41,680	
	修繕費	25,575	26,087	26,608	27,140	27,683	133,093	
	委託料	118,178	121,723	125,375	129,136	133,010	627,422	
	その他	15,575	15,575	15,575	15,575	15,575	77,875	
	総係費	83,153	83,571	84,002	84,444	84,901	420,071	
	人件費	56,464	56,464	56,464	56,464	56,464	282,320	
	修繕費	1,160	1,183	1,207	1,231	1,256	6,037	
	委託料	13,155	13,550	13,957	14,375	14,807	69,844	
	その他	12,374	12,374	12,374	12,374	12,374	61,870	
	減価償却費	534,788	529,012	514,222	524,529	526,097	2,628,648	
	資産減耗費	15,017	15,017	15,017	15,017	15,017	75,085	
		固定資産除却費	15,017	15,017	15,017	15,017	15,017	75,085
		棚卸資産減耗費	0	0	0	0	0	0
	受託工事費	0	0	0	0	0	0	
資本費用	392,334	393,456	395,252	397,252	399,252	1,977,546		
	支払利息	3,082	4,204	6,000	8,000	10,000	31,286	
	資産維持費	389,252	389,252	389,252	389,252	389,252	1,946,260	

総括原価に基づく料金算定～5年間の見積り～

水道事業収益

- 給水収益 76億6,000万円 (平均15億3,000万円/年)
- 給水収益以外 2億8,000万円 (平均5,700万円/年)

営業費用

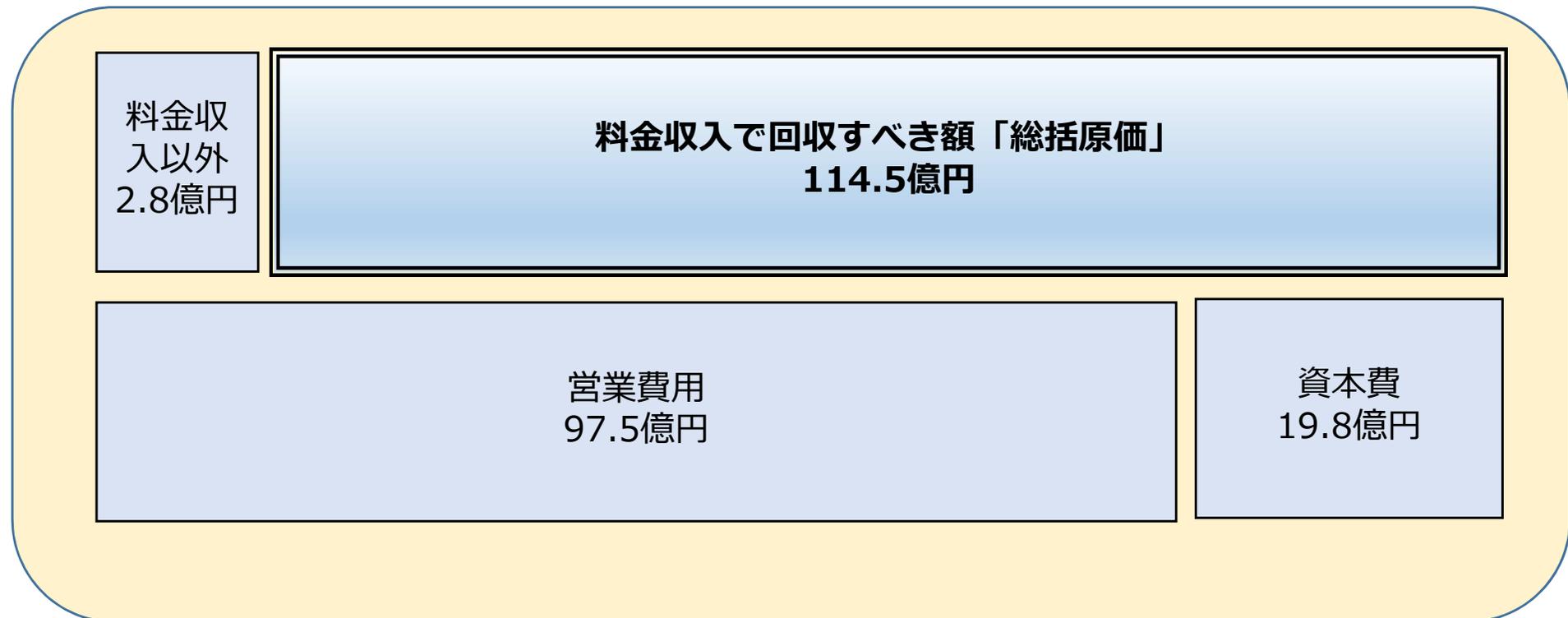
- 営業費用 97億5,000万円 (平均19億5,000万円/年)

資本費用

- 支払利息 3,100万円 (平均6,300万円/年)
- 資産維持費 19億5,000万円 (平均3億9,000万円/年)

総括原価に基づく料金算定～適正な料金水準～

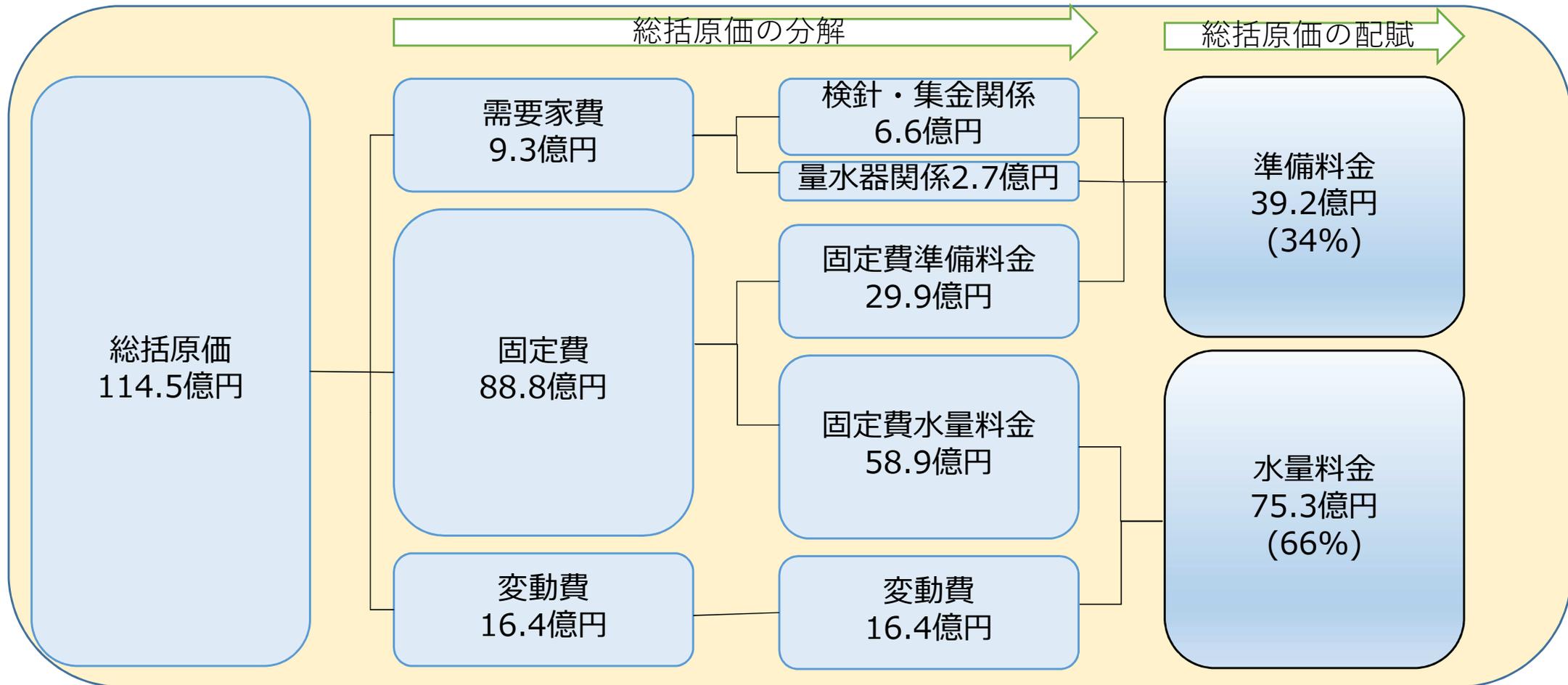
- 2027(R9)年度～2031(R13)年度の5年間の総括原価は
114億5,000万円と算出された



総括原価に基づく料金算定～原価の分解・配賦～

- 総括原価を分解・配賦した結果

準備料金が39.2億円（34%） 水量料金が75.3億円(66%)となった



総括原価に基づく料金算定～原価の分解・配賦～

用語の定義

費用分類	定義	主な費目	配分先
需要家費	水道の使用量とは関係なく、需要家（使用者）の存在により発生する費用	検針徴収関係費 量水器関係費	準備料金
固定費	水道の使用量とは関係なく、水道施設維持のために固定的に発生する費用	施設維持管理費 減価償却費 支払利息	準備料金 水量料金
変動費	水道の実使用（給水量の増減）に伴い発生する費用	薬品費 動力費	水量料金

新料金体系の算定結果～手引き準拠案～

- 総括原価を手引きに基づき配分した結果を基本料金、従量料金それぞれ現行料金と比較検討する。

【現行料金】

メーター口径	基本料金		超過料金 (円/1m ³ 当たり)	
	使用水量	料金	使用水量	料金
13mm	10m ³ まで	750	11~15m ³	85
20mm		750	16~30m ³	115
25mm		750	31~50m ³	150
30mm		5,600	51~80m ³	190
40mm		10,100	81~120m ³	225
50mm		15,000	121m ³ ~	255
75mm		38,600		
100mm		64,500		
150mm		142,000		

【手引き準拠案】

メーター口径	基本料金		超過料金 (円/1m ³ 当たり)	
	使用水量	料金	使用水量	料金
13mm	10m ³ まで	1,000	11~15m ³	110
20mm		1,900	16~30m ³	150
25mm		2,900	31~50m ³	200
30mm		4,300	51~80m ³	250
40mm		7,600	81~120m ³	300
50mm		13,100	121m ³ ~	340
75mm		29,500		
100mm		56,400		
150mm		128,100		

新料金体系の算定結果～手引き準拠案～

- 総括原価を手引きに基づき配分した結果を基本料金、従量料金それぞれ現行料金と比較検討する。

【基本料金 手引き準拠案】

【従量料金 手引き準拠案】

口径	基本水量	現行料金	手引き準拠	改定率(%)	改定額(円)
13mm	10m ³	750	1,000	33.3	250
20mm		750	1,900	153.3	1,150
25mm		750	2,900	286.7	2,150
30mm		5,600	4,300	▲ 23.2	▲ 1,300
40mm		10,100	7,600	▲ 24.8	▲ 2,500
50mm		15,000	13,100	▲ 12.7	▲ 1,900
75mm		38,600	29,500	▲ 23.6	▲ 9,100
100mm		64,500	56,400	▲ 12.6	▲ 8,100
150mm		142,000	128,100	▲ 9.8	▲ 13,900

水量区分	現行料金	手引き準拠	改定率(%)	改定額(円)
10m ³ 以下	0.0	0.0	-	0
11～15m ³ 以下	85.0	110.0	29.4	25
16～30m ³ 以下	115.0	150.0	30.4	35
31～50m ³ 以下	150.0	200.0	33.3	50
51～80m ³ 以下	190.0	250.0	31.6	60
81～120m ³ 以下	225.0	300.0	33.3	75
121～	255.0	340.0	33.3	85

新料金体系の算定結果～調整方針～

- 現行の料金体系からの激変緩和を考慮しつつ、公平な料金改定とするために、現行料金と手引きに基づく料金を比較し、基本料金及び従量料金の検討を行う。（※手引き準拠案をベースとして策定する料金体系）

基本料金の調整

- 20mm及び25mmの改定率が100%以上になることや、30mm以上が値下げになるなど口径によって差が大きいため、調整方針を定めて検討する必要がある

従量料金の調整

- 改定率が29%から33%となるが、改定率に大きな差がないため、従量料金については調整を実施しない。

新料金体系の算定結果～料金改定案～

- 本市の現況や公平性を加味しつつ、必要な基本料金収入が得られるような改定案とする

料金改定案

- 案①：手引き準拠案をベースとして基本料金の改定率の差を調整する
- 案②：手引き準拠案をベースとして基本料金を全口径一律改定
- 案③：現行料金体系をベースとして基本料金、従量料金を一律改定

新料金体系の算定結果～新料金案①～

- 30mmから150mmを現行料金据置とする
- 据置とした部分を改定率の一番大きい25mmへ配分する

【現行料金】

メーター口径	基本料金		超過料金 (円/1m ³ 当たり)	
	使用水量	料金	使用水量	料金
13mm	10m ³ まで	750	11~15m ³	85
20mm		750	16~30m ³	115
25mm		750	31~50m ³	150
30mm		5,600	51~80m ³	190
40mm		10,100	81~120m ³	225
50mm		15,000	121m ³ ~	255
75mm		38,600		
100mm		64,500		
150mm		142,000		

【新料金案①】

メーター口径	基本料金		超過料金 (円/1m ³ 当たり)	
	使用水量	料金	使用水量	料金
13mm	10m ³ まで	1,000	11~15m ³	110
20mm		1,900	16~30m ³	150
25mm		2,100	31~50m ³	200
30mm		5,600	51~80m ³	250
40mm		10,100	81~120m ³	300
50mm		15,000	121m ³ ~	340
75mm		38,600		
100mm		64,500		
150mm		142,000		

新料金体系の算定結果～新料金案①～

- 30mmから150mmを現行料金据置とする
- 据置とした部分を改定率の一番大きい25mmへ配分する

【基本料金 案①】

【従量料金 案①】

口径	基本水量	現行料金	案①	改定率(%)	改定額(円)
13mm	10m ³	750	1,000	33.3	250
20mm		750	1,900	153.3	1,150
25mm		750	2,100	180.0	1,350
30mm		5,600	5,600	0.0	0
40mm		10,100	10,100	0.0	0
50mm		15,000	15,000	0.0	0
75mm		38,600	38,600	0.0	0
100mm		64,500	64,500	0.0	0
150mm		142,000	142,000	0.0	0

水量区分	現行料金	案①	改定率(%)	改定額(円)
10m ³ 以下	0.0	0.0	-	0
11～15m ³ 以下	85.0	110.0	29.4	25
16～30m ³ 以下	115.0	150.0	30.4	35
31～50m ³ 以下	150.0	200.0	33.3	50
51～80m ³ 以下	190.0	250.0	31.6	60
81～120m ³ 以下	225.0	300.0	33.3	75
121～	255.0	340.0	33.3	85

新料金体系の算定結果～新料金案②～

- 手引き準拠案をベースとして基本料金の改定率を一律とする方法

【現行料金】

メーター口径	基本料金		超過料金 (円/1m ³ 当たり)	
	使用水量	料金	使用水量	料金
13mm	10m ³ まで	750	11~15m ³	85
20mm		750	16~30m ³	115
25mm		750	31~50m ³	150
30mm		5,600	51~80m ³	190
40mm		10,100	81~120m ³	225
50mm		15,000	121m ³ ~	255
75mm		38,600		
100mm		64,500		
150mm		142,000		

【新料金案②】

メーター口径	基本料金		超過料金 (円/1m ³ 当たり)	
	使用水量	料金	使用水量	料金
13mm	10m ³ まで	1,400	11~15m ³	110
20mm		1,400	16~30m ³	150
25mm		1,400	31~50m ³	200
30mm		10,100	51~80m ³	250
40mm		18,200	81~120m ³	300
50mm		27,000	121m ³ ~	340
75mm		69,500		
100mm		116,100		
150mm		255,600		

新料金体系の算定結果～新料金案②～

- 手引き準拠案をベースとして基本料金の改定率を一律とする方法

【基本料金 案②】

【従量料金 案②】

口径	基本水量	現行料金	案②	改定率(%)	改定額(円)
13mm	10m ³	750	1,400	86.7	650
20mm		750	1,400	86.7	650
25mm		750	1,400	86.7	650
30mm		5,600	10,100	80.4	4,500
40mm		10,100	18,200	80.2	8,100
50mm		15,000	27,000	80.0	12,000
75mm		38,600	69,500	80.1	30,900
100mm		64,500	116,100	80.0	51,600
150mm		142,000	255,600	80.0	113,600

水量区分	現行料金	案②	改定率(%)	改定額(円)
10m ³ 以下	0.0	0.0	-	0
11～15m ³ 以下	85.0	110.0	29.4	25
16～30m ³ 以下	115.0	150.0	30.4	35
31～50m ³ 以下	150.0	200.0	33.3	50
51～80m ³ 以下	190.0	250.0	31.6	60
81～120m ³ 以下	225.0	300.0	33.3	75
121～	255.0	340.0	33.3	85

新料金体系の算定結果～新料金案③～

- 現行料金体系をベースとして基本料金、従量料金を一律改定

【現行料金】

メーター口径	基本料金		超過料金 (円/1m ³ 当たり)	
	使用水量	料金	使用水量	料金
13mm	10m ³ まで	750	11~15m ³	85
20mm		750	16~30m ³	115
25mm		750	31~50m ³	150
30mm		5,600	51~80m ³	190
40mm		10,100	81~120m ³	225
50mm		15,000	121m ³ ~	255
75mm		38,600		
100mm		64,500		
150mm		142,000		

【新料金案③】

メーター口径	基本料金		超過料金 (円/1m ³ 当たり)	
	使用水量	料金	使用水量	料金
13mm	10m ³ まで	1,150	11~15m ³	130
20mm		1,150	16~30m ³	170
25mm		1,150	31~50m ³	230
30mm		8,400	51~80m ³	290
40mm		15,200	81~120m ³	340
50mm		22,500	121m ³ ~	380
75mm		57,900		
100mm		96,800		
150mm		213,000		

新料金体系の算定結果～新料金案③～

- 現行料金体系をベースとして基本料金、従量料金を一律改定

【基本料金 案③】

【従量料金 案③】

口径	基本水量	現行料金	案③	改定率(%)	改定額(円)
13mm	10m ³	750	1,150	53.3	400
20mm		750	1,150	53.3	400
25mm		750	1,150	53.3	400
30mm		5,600	8,400	50.0	2,800
40mm		10,100	15,200	50.5	5,100
50mm		15,000	22,500	50.0	7,500
75mm		38,600	57,900	50.0	19,300
100mm		64,500	96,800	50.1	32,300
150mm		142,000	213,000	50.0	71,000

水量区分	現行料金	案③	改定率(%)	改定額(円)
10m ³ 以下	0.0	0.0	-	0
11～15m ³ 以下	85.0	130.0	52.9	45
16～30m ³ 以下	115.0	170.0	47.8	55
31～50m ³ 以下	150.0	230.0	53.3	80
51～80m ³ 以下	190.0	290.0	52.6	100
81～120m ³ 以下	225.0	340.0	51.1	115
121～	255.0	380.0	49.0	125

新料金体系の比較～比較1～

- 平均使用水量を利用した場合の現行料金との比較

【税抜】

口径	平均使用水量 (m ³)	現行	案①			案②			案③		
		料金(円)	料金(円)	増額(円)	増率(%)	料金(円)	増額(円)	増率(%)	料金(円)	増額(円)	増率(%)
13mm	12	920	1,220	300	33	1,620	700	76	1,410	490	53
20mm	20	1,750	3,200	1,450	83	2,700	950	54	2,650	900	51
25mm	52	6,280	9,400	3,120	50	8,700	2,420	39	9,530	3,250	52
30mm	148	32,590	41,420	8,830	27	45,920	13,330	41	49,140	16,550	51
40mm	308	77,890	100,320	22,430	29	108,420	30,530	39	116,740	38,850	50
50mm	1,102	285,260	375,180	89,920	32	387,180	101,920	36	425,760	140,500	49
75mm	3,319	874,195	1,152,560	278,365	32	1,183,460	309,265	35	1,303,620	429,425	49
100mm	3,991	1,071,455	1,406,940	335,485	31	1,458,540	387,085	36	1,597,880	526,425	49
150mm	3,650	1,062,000	1,368,500	306,500	29	1,482,100	420,100	40	1,584,500	522,500	49

新料金体系の比較～比較2～

- 改定後の目安

【税抜】

使用者 区分	使用 水量 目安 (m ³)	現行	案①			案②			案③		
		料金 (円)	料金 (円)	増額 (円)	増率 (%)	料金 (円)	増額 (円)	増率 (%)	料金 (円)	増額 (円)	増率 (%)
一般家庭 (1人) 口径13mm	8	750	1,000	250	33	1,400	650	87	1,150	400	53
一般家庭 (3人) 口径20mm	20	1,750	3,200	1,450	83	2,700	950	54	2,650	900	51
大口 事業者 口径50mm	1,000	259,250	340,500	81,250	31	352,500	93,250	36	387,000	127,750	49

新料金体系の比較～比較3～

- 各案の主な特徴

	現行	案①	案②	案③
基本料金	—	手引きベース 改定率の差を調整	手引きベース 全口径一律改定	現行料金体系ベース 全口径一律改定
従量料金	—	手引きに基づく	手引きに基づく	現行料金体系ベース 一律改定
基本料金：従量料金	28:72	34:66	34:66	28:72
備考		口径30mm以上の基本料金を据置き、改定率が一番大きい25mmへ配分	基本料金を一律改定	基本料金、従量料金を一律改定